

大玉村復興推進計画（案）

平成29年6月9日

福島県大玉村

1. 計画の区域

大玉村全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。本村においても震度5.3の本震と震度5クラスの連続した余震により、住宅被害や道路、農地、上下水道施設等の被害が生じるとともに、電気・電話等のライフラインが寸断された。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による風評被害はいまだ払拭されておらず、本村の産業全体に深刻な影響を及ぼしており、製造業従事者数は震災前までの数字に回復しておらず、雇用の不安化が懸念されている。

こうした中、本村の中核的産業を担う企業の設備投資を支援することにより、地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図ることを目的とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本村における中核的産業のひとつである食料品製造業において、雇用機会の創出、地域経済の活性化を図るため、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本村に立地する株式会社向山製作所（以下「対象事業者」という。）が本村大山地区において、菓子製造工場及び店舗の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本村における食料品製造業は、村内の製造業において従業員数は第7位とすることが見込まれる中核的産業である。また、本事業は本村の食料品製造

業における従業員数の大半を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても新規雇用者 5 人の雇用創出効果が見込まれる。

したがって、本事業は本計画の目標である「地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

菓子製造工場及び店舗の新設を行う対象事業者は、本村の食料品製造業において、本村に本社を構える事業者の中でトップの売上高及び従業者数を誇ることから、当該計画の実施により、雇用機会の拡大、地域経済の活性化に繋がるものである。

以上のことから、これらの効果は本村における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、大玉村、福島県、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする大玉村復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。